

新高教発第17号  
2022年6月18日

支部長 様  
分会長 様

新潟県高等学校教職員組合  
執行委員長 遠藤 丞

## 再任用者の組合加入（継続）の方の加入申込書ご提出についてのお願い

連日の諸とりくみに敬意を表します。

さて、昨年度末で定年を迎えられた皆さんに対し、退職後の組合加入（継続）並びに新規加入についての呼びかけをお願いしたところであり（1月29日付・21年度新高教発第68号）が、退職・再任用開始後は組合費の電算控除ができないことから、改めて加入（継続）のための申込書により届出をしていただき、その方に対して本部会計担当から個別に請求書等を発行して組合費を納入していただく形となっております。

既に各分会様におかれましては組合員名簿のご提出を頂いておりますが、相当数の分会で再任用の組合員としての記載があるが、加入申込書のご提出のない方が確認されております。つきましては誠にお手数ですが、今年度再任用教職員として採用され、引き続き組合員として継続されている方で加入申込書のご提出をされていない方に対して、ご提出をお願いする次第です。

また、継続されなかった方やこれまで未加入の方への新規加入の呼びかけも引き続きお願いいたします。

### 記

#### 1. 対象者

2021年度末で定年退職をし、引き続き組合員をご継続の方で、継続のための加入申込書を未提出の方。

#### 2. とりくみ内容

組合員として活動されている方で上記のように申込書が未提出の方より同封の加入申込書（Ⅲ）を記入していただき、本部組織部宛にご提出下さい（未提出が確認できた分会については個別に該当の方を付箋等でお示ししました。なお、5月13日付事務連絡⑤と趣旨が重複しますので、重ねてのお願いとなる分会様にはご容赦願います）。

3. 別紙・加入申込書（Ⅲ）は郵送で本部組織部宛にご提出下さい。

#### 4. 提出後について

各月初の執行委員会を経て組織部より分会に対して加入（継続）承認をお知らせするハガキが送付されます。また、ご本人様には、年2回（概ね6月と10月頃）組合費納入のお願いの文書が本部会計担当から送付されますので、労働金庫等からの振込又は現金による組合費納入をお願いします（フルタイム月額2,000円、短時間勤務月額1,000円を6ヶ月分まとめて納入）。

以上

# 新潟県高等学校教職員組合加入申込書(Ⅲ)

※ この申込書は、分会長を通して高教組本部へ提出して下さい。

※ 組合費は、年2回(概ね6月、12月)、本部からの請求により納付して下さい。

20 年 月 日	
新潟県高等学校教職員組合 執行委員長 様	
下記のとおり加入申込をします。	

本人記入	勤務校					勤務形態 (いずれかに○印を)	フル 短時間
	職名				ふりがな 氏名	性別	①
	職員コード						
	担当教科等				生年月日	西暦	年 月 日生
	現住所	市 郡					
	電話	(↓○○様方・○○アパート等)				電話	( ) -
	加入年月日	20 年 月 日					
分会長記入	所属分会	分会					
	分会長	分会長				①	
本部記入	加入申込書 本部受付年月日					備考	

### <個人情報の取り扱いについて>

上記個人情報は、新潟県高等学校教職員組合(新高教)の結成目的に従って、組合の諸事業(組合員の労働条件の維持改善、学術研究の推進、民主主義教育の推進、教職員の研修及び福利の向上に関する活動等)や組合員データの作成・更新のほか、機関会議等で決定した事項を組合員等に周知し、諸行動への参加を要請するために使用します。また、これらの情報を、同様の利用目的で、新潟県教職員組合、日本教職員組合及び新高教互助会、教職員共済生協と共同利用することがあります。なお、本組合は、厳重な管理責任体制のもと、個人情報の適切な安全対策に努めています。

支部長 様  
分会長 様  
司書職員部 様

新潟県高等学校教職員組合  
執行委員長 遠藤 丞

## 司書職員を会議から排除させないとりくみ（1）

### —— 1 学期末成績会議に対するとりくみについて ——

連日のご奮闘に敬意を表します。

さて、県教委は2010年11月25日、「合否判定会議は教育職員のみで行うこと」を旨とする通知を发出し、司書職員を合否判定会議から排除する暴挙に出ました。さらに、高等学校校長協会が「生徒の身分にかかわる会議は教育職員のみで行なう」として、司書職員を排除する会議の対象を、通知にある合否判定会議から学年末の成績会議等にまで広げたことから、職場は大きく混乱しました。しかし、県教委は校長協会の暴走を止めるどころか、逆に校長協会の意思統一をふまえて、2013年2月12日、「職員会議の適正な運用について（依頼）」と題する依頼文を发出し、学年末の成績会議等から司書職員を排除する姿勢を明確にしました。現在、高教組本部は県教委の通知文および依頼文の撤回に向けて、県教委及び校長協会への要請を行っているところです。

これまで「年度途中の成績会議は、2月12日の依頼文にある会議の対象ではない」（総務課）、「年度途中の会議は校長協会として意思統一をはかっている」（校長協会会長）ことを確認しています。このことをふまえ、年度途中の成績会議については以下の対応を指示しますので、とりくみのほど、よろしく願います。

#### 記

#### 1. 分会のとりくみ

※とりくみにあたっては、司書職員と十分話し合いをしてとりくんでください。

##### (1) 意思統一する内容

1 学期末成績会議（年度途中の成績会議）については従来どおり司書職員も参加する。

##### (2) 1 学期末成績会議への参加を認めない校長が出た場合

①本部に報告する

②校長交渉において「年度途中の成績会議は、2月12日の依頼文にある会議の対象ではない」（総務課・校長協会）ことを前提に撤回を求める。

③撤回如何にかかわらず参加態勢をしく。本部は全面的にその態勢作りを支援する。

#### 2. 本部のとりくみ

1 学期末成績会議への参加を認めない校長が出た場合

①分会のとりくみを支援する態勢を作り、必要とあれば、本部が入り校長交渉を行う。

②総務課および校長協会に対して、参加を認めない校長への対応を求める。

#### 3. その他

不明な点につきましては、司書職員部担当（浅川智之）までお問い合わせください。

分 会 長 様

新潟県高等学校教職員組合  
執行委員長 遠藤 丞

正規司書の全校配置を求めるとりくみについて

連日のとりくみに敬意を表します。

さて、新高教はこれまでも正規学校司書の配置を求めてきました。しかし、県教委は学校図書館法の一部「改正」を受け、2015 年度から県教委は 12 学級以上の定数を崩すという手法で、未配置校に非常勤職員を配置しました。この措置は、司書の資格要件を問わず、勤務時間が開館時間と合わない等の点で、教育的不平等が発生するものであり、到底納得できるものではありません。さらに退職者がいるにもかかわらず、ここ数年採用試験が実施されておらず、22 条職員、非常勤職員（現在の名称は会計年度任用職員）がますます多くなっている現状があります。このことにより学校図書館の機能低下に拍車がかかり、正規司書配置校とのさらなる格差が生まれています。

私たちは、全校への正規配置を求めて運動をすすめていかなければなりません。そこで、県教委への正規学校司書配置の要請や交渉へむけた課題整理のため下記のとりくみを行うこととしました。ご多忙のこととは思いますが、分会でのとりくみをお願いいたします。

記

1. 臨時職員（学校司書）に関する実態調査 **対象：臨時職員配置校のみ**

調査用紙（別紙 1）について分会役員が聞き取りを行い、回答を記入する

昨年度調査結果（別紙 2）を添付いたします。とりくみの参考にしてください。

①～⑧は臨時職員に、⑨は図書館の分掌にかかわる職員に聞き取りを行ってください

2. 学校司書の正規配置を求めるとりくみ

(1) 県教委に対するとりくみ **対象：全分会**

県教委宛要求書に日付、分会名・分会長名を記入、分会印を押印し、本部へ提出してください

(2) 校長に対するとりくみ **対象：臨時職員配置校のみ**

校長宛要求書に日付、学校名・校長名、分会名・分会長名を記入、分会印を押印し、

県教委に正規司書の配置を求めよう校長に対して要請を行ってください。

また、要請書の写しを本部へ提出してください。

3. 本部への報告について 報告締切 7 月 29 日(金)

調査用紙及び、要求書を各種会議等の際に本部執行委員まで提出をしてください。

(校長宛要求書は原本を校長へ提出、本部には写しを提出)

本部へ直接郵送または持参していただいても構いません。

4. その他

各用紙は新高教 HP からダウンロードできます。

ご不明な点は高教組本部司書職員部担当(浅川)まで問い合わせください

参考<県立学校における司書配置状況>

	12 学級以上校				12 学級未満校		中等教育学校	
	校数	正規・再任用	22 条職員	会計年度任用職員	校数	会計年度任用職員	校数	会計年度任用職員
2017	59	45	5	9	23	23	6	6
2018	53	43	0	10	29	29	6	6
2019	51	40	1	10	31	31	6	6
2020	51	40	1	10	31	31	6	6
2021	47	39	1	7	35	35	6	6
2022	47	39	0	8	35	35	6	6

(別紙1)

## 臨時職員(学校司書)の実態調査報告書

分会名

報告者氏名

(役職

)

**臨時職員(学校司書)の配置について (分会役員が聞き取りを行い、記入してください)**

( )はあてはまるものに○を記入してください

①氏名 \_\_\_\_\_

②経験年数 現任校 \_\_\_\_\_ 年 県立高校経験 \_\_\_\_\_ 年(通算)

③雇用期間 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ~ \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

④勤務日数 週 \_\_\_\_\_ 日 曜日 \_\_\_\_\_

⑤勤務時間 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分 ~ \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分

休憩時間 ( なし・あり ) \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分 ~ \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分

生徒・職員昼休み \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分 ~ \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分

⑥司書資格 ( あり ・ なし )

⑦事務室業務との兼務 ( あり ・ なし )

※ありの場合はその状況

\_\_\_\_\_

⑧その他 (勤務状況の問題点・困りごと等)

⑨ (図書係など、関係する分掌の職員に聞き取りを行ってください)

臨時職員(学校司書)の配置による学校運営および図書館運営上の課題、要望

2022年 月 日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎 様

新潟県高等学校教職員組合

分会

分会長

印

### 学校司書の正規配置を求める要求書

日頃より、本県教育の発展のためご尽力されていることに敬意を表します。

さて、2014年の通常国会で成立した学校図書館法に「学校司書」が位置づけられましたが、新潟県教育委員会は12学級以上の定数を崩して非常勤職員を配置しました。この措置は、司書の資格要件を問わず、勤務時間が開館時間と合わない等の点で、教育的不平等が発生するものであり、到底納得できるものではありません。さらに退職者がいるにもかかわらず、ここ数年採用試験が実施されておらず、22条職員、非常勤職員がますます多くなっている現状があります。

国会審議や附帯決議において「現在の配置水準が下がることのないように留意すること」「学校司書の職務の重要性を踏まえ、学校司書が継続的・安定的に職務に従事できる任用・勤務条件の整備に努めること」と確認されていることから、私たちは、以下のことを強く要求します。

#### 記

1. 全県立学校（中等教育学校、分校、特別支援学校、夜間定時制も含む）に正規学校司書を置くこと。当面、12学級以上校に正規司書の復元を図ること。
2. 今後の学校司書の採用計画を明らかにすること。
3. 県教委として全校正規配置に必要な財源措置を国、文科省に要請すること。

以上

2022年 月 日

新潟県立

学校長

様

新潟県高等学校教職員組合

分会

分会長

印

### 学校司書の正規配置を求める要請書

日頃より、本校教育の発展のためご尽力されていることに敬意を表します。

さて、2014年の通常国会で成立した学校図書館法に「学校司書」が位置づけられましたが、新潟県教育委員会は12学級以上の定数を崩して非常勤職員を配置しました。この措置は、司書の資格要件を問わず、勤務時間が開館時間と合わない等の点で、教育的不平等が発生するものであり、到底納得できるものではありません。さらに退職者がいるにもかかわらず、ここ数年採用試験が実施されておらず、22条職員、非常勤職員がますます多くなっている現状があります。

国会審議や附帯決議において「現在の配置水準が下がることのないように留意すること」「学校司書の職務の重要性を踏まえ、学校司書が継続的・安定的に職務に従事できる任用・勤務条件の整備に努めること」と確認されています。

つきましては、下記の事項を要請しますので、速やかな対応をお願いします。

#### 記

1. 県教育委員会に対して、本校の実情を伝えるとともに、学校司書の正規配置を求めること。

以上

## (別紙2) 指示第19号 参考資料:2021年度 臨時職員(学校司書)実態調査結果報告

学校名	学級数	臨時職員配置年数	任用期間	勤務日数(曜日)	勤務時間(休憩時間)(生徒昼休み)	資格		兼務		その他
						有	無	有	無	
十日町	17	5								
村上	12	5	4/1~3/31	週5日 月~金	10:10~17:00 (13:00~14:00) (11:50~12:35)	○			○	□仕事量が変わらないのに勤務時間が減らされた
小千谷西	12	6	4/1~3/31	週5日 月~金	10:25~17:00 (12:15~13:00) ()	○			○	□生徒の情報が入らず、生徒の対応で迷うことがある □勤務時間と学校の動きが合わないことがある □ハローワークで業務内容「図書館補助」とあったが、実際は通常の司書業務である
小出	12	8	4/1~3/31		10:15~15:00 (12:40~13:25) (11:55~12:40)		○		○	
新発田農業	12	4								
新発田商業	12	8								
国際情報	12	8								
長岡農業	11	8	4/1~3/31	週3日 水/木/金	12:00~17:00 (-) (12:45~13:30)	○			○	□月・火は図書系の教員が昼休みに対応している。4限に授業があると、昼休みに昼食をとる暇がない □校務用パソコンが配付されていないため、司書職員とのリモート会議にも参加できない
糸魚川	11	2	4/1~3/31	週5日 月~金	11:15~17:00 (12:40~13:25) (11:55~12:40)	○			○	□開館時間短縮による図書利用者数の減少
柏崎工業	11	8								
新井	11	4								
阿賀野	9	8	4/1~3/31	週5日 月~金	12:30~15:30 (12:22~13:07) (12:22~13:07)	○			○	□21年度より、臨時職員の勤務時間以降の図書館運営を生徒会指導部の職員で分担しているが負担が大きく、また、生徒の利用しにくさにもつながっている
塩沢商工	9	8		週5日 月~金	14:00~17:00 () ()					□午前の使用は教員で準備することになる □昼休みもないので、本に興味のある生徒は放課後まで待たされる □生徒との接点は図書館だよりくらいで、学校に図書館がある意味が全くない
高田商業	9	8	4/1~3/31	週5日 月~金	14:00~17:00		○		○	□特になし
糸魚川白嶺	9	10	4/1~3/31	週3日	12:00~17:00 (12:45~13:30) (12:45~13:30)		○		○	□長期休業を除いた平日に勤務を割りあてている
佐渡総合	9	8	4/7~3/31	週5日 月~金	13:30~16:30 (12:35~13:20) (12:35~13:20)		○		○	□勤務時間が短すぎて生徒が図書室を利用する昼休み、放課後に対応できない □放課後のみ対応してもらい昼休みは教員が対応 □どちらも図書館補助員に任せるとなると毎日の開館は不可能、曜日を限定するしかない □少ないとはいえ、生徒の利用は毎日あるのでなんとか対応しているが教員の対応にも限界がある
見附	9	6								
柏崎総合	9	5								
直江津中等	9	8								
中条	8	5								
吉田	8	5								
柏崎常盤	8	5								
豊栄	7	5	4/1~8/31	週5日 月~金	13:00~16:00 () (12:40~13:25)		○		○	□バーコードによる貸出を要望しているが今年も受け入れられなかった。 (図書館管理ソフトCASAを未だに導入してもらえない)
西新発田	7	6	4/1~3/31	週3日	9:00~14:00 (-) (12:50~13:35)		○		○	□年間153日(月~金の任意の曜日) □司書の勤務時間が短すぎるため、生徒と協働する時間に一緒に過ごせない □図書館で過ごす生徒は特性のある子どもが多く、対応に配慮が求められるため、フルタイム勤務の司書の配置が強く求められる
栃尾	7	8								
堀之内	7	8								

## (別紙2) 指示第19号 参考資料:2021年度 臨時職員(学校司書)実態調査結果報告

学校名	学級数	臨時職員配置年数	任用期間	勤務日数(曜日)	勤務時間(休憩時間)(生徒昼休み)	資格		兼務		その他
						有	無	有	無	
高田南城	7	8								
白根	6	8	4/1~3/31	週5日	14:00~17:00 (-) (12:45~13:30)	○			○	□司書連絡に行けないなど、時間が短いために合わない仕事があり、充分に行えない。
村松	6	8	4/1~3/31	週3日 月/水/金	11:05~16:50 (12:42~13:27) (12:42~13:27)		○	○		□勤務時間の削減により、週3日勤務となった □勤務のない曜日は教頭が図書室のカギ開けを行っているが、図書の貸し出しは行っていない □勤務のない曜日(火・木)に図書貸し出しができないのが心苦しい(臨時職員本人の弁)
八海	6	8	4/1~3/31		11:15~15:00 (13:00~13:45) (11:55~12:35)	○			○	□不明本、紛失本の把握のための蔵書点検の時間が不足、年度をまたいでしまう □特集コーナーの入れ替えもしづらい □放課後に生徒が利用できない
津南中等	6	8	4/1~3/31		11:30~17:15 (12:00~12:45)	○		○		□分掌の職員が常勤講師で図書業務の経験がなく、臨時の学校司書に仕事を全て任せている □短時間勤務の司書はそれにストレスを抱えている
海洋	6	8	4/1~3/31	年間 153日	12:00~17:00 (-) (12:20~13:05)		○	○		
村上中等	6	8								
分水	6	8								
燕中等	6	8								
柏崎翔洋中等	6	8								
阿賀黎明	5	8	5/10~3/31	週5日 月~金	10:00~13:00 (-) (12:15~13:00)		○		○	
出雲崎	5	8	4/1~3/31	週5日 月~金	8:45~15:30 (12:00~12:45) (12:45~13:30)		○	○		□本の整理、開館に関する業務が中心であり、他様々な業務もやってみたいが、仕事の範囲が不明確である □本の出入が少ないためついてくる業務も少ない。学校ごとに予算の大きさが異なることも影響している。是正できないか □臨時職員同士で引き継ぎだが、タイミングが合わず、具体的な業務引き継ぎができなかった
松代	5	8								
佐渡中等	5	8								
新潟翠江	5	8								
荒川	4	8	4/1~3/31	週5日 月~金	9:40~13:25 (11:40~12:25) (12:45~13:30)		○		○	□常勤の方に来て欲しい。本来正規職員がやるべき仕事 □今年度から時間が短縮され、短時間のみの勤務になった □ほとんどボランティアのような状態で多くの仕事をしてもらっている。 □学校の性質もあるが、多様な生徒に対応する必要があり専門性の高い仕事だと思う □図書予算が少なく、本の管理がデジタル化されていないため蔵書管理や点検に膨大な時間と手間がかかる
有恒	4	8	4/1~3/31	週3日 月/木/金	11:00~16:45 (12:00~12:45) (12:50~13:35)		○		○	□図書館開館日の減少
久比岐	4	8	4/1~3/31	週4日 月/火/ 木/金	11:15~17:00 (11:55~12:40) (12:40~13:20)		○		○	□年間153日の勤務ということでやむなく平日の授業日を勤務日としているが、平日も水曜日は勤務しない(閉館となる)ので、図書室を心安らぐ居場所としていたり、司書にいつも相談にのってもらっていたりする生徒は残念に思っている □図書館は第二の保健室であったり、スクールカウンセラー的な要素も持っていたりする □長期休業中は閉館となるので、三年生で進路実現のための学習や、就職試験の準備をする生徒が利用できず困っている □小規模校であっても、図書館及び司書の重要性は変わらないのでぜひ正規司書を配置してほしい
羽茂	4	8	4/1~3/31	年間 153日	11:55~16:55 () (11:50~12:35)		○		○	□年度初めに校長とスケジュールを決めた。月ごとに曜日が異なる □勤務日が限られているため、考査期間中や平日の放課後に図書館で学習したい生徒がいても閉鎖されていて使用できず困っている □本校の司書室は、悩める生徒の心のより所となっていて、もっと勤務時間が長いと助かります
相川分校	4	7								
正徳館	3	8								
安塚分校	3	6								

支部長 様  
分会長 様

新潟県高等学校教職員組合  
執行委員長 遠藤 丞

## 第92回定期大会の開催について

連日の諸とりくみ、大変ご苦労さまです。

さて、新型肺炎禍については、いまだ収束宣言には至っておりませんが、教育「再生」の名のもと新自由主義・新保守主義教育「改革」が推し進められ、教育現場に競争と格差を広げ学校現場を追い詰めています。拙速な「教育のICT化」と県民合意の高校改革をはじめとする教育課題、超勤解消などの権利・労働条件の改善、新高教の持続的発展にむけた組織強化拡大など、わたしたちをとりまく情勢を正確に分析した上でのとりくみ強化が求められています。そして、保護者・県民、地公労・新教連、連合新潟や全国の仲間との連帯を強化して、運動をすすめていく必要があります。

以上の情勢を踏まえ、感染防止対策を十分にはかり、第92回定期大会を下記のように開催いたします。各支部分会におかれては、本日提起する新高教21年度総括・22年度運動方針を積極的にご討議いただき、代議員・オブザーバーが参加されますよう要請いたします。

### 記

#### 1. 大会日程

①と き 7月16日(土) 10:00～17:00 (9:30受付開始)

②ところ 自治労会館 6階 大ホール (新潟市中央区新光町6-7 電話 025-281-8020)

#### ③議 事

(1) 2021年度決算報告、監査報告ならびに承認に関する件

(2) 第1号議案 2021年度たたかいの総括、2022年度運動方針・大会スローガン(案)に関する件

第2号議案 2022年度予算(案)に関する件

第3号議案 当面の闘争推進に関する件

第4号議案 選挙委員の選任に関する件

第5号議案 その他

④参加態様 対面・オンライン(zoom)併用

#### 2. 代議員数

5月分組合費納入者数（分校は本校に含む）に基づき代議員数を決定します。

納入者数20人まで 代議員数1人

納入者数21人～40人まで 代議員数2人

（裏面に分会毎の代議員数の一覧表を示します。もし、間違いがあればお知らせ下さい。）

※ 女性参画推進のため、女性代議員の積極的な参加をはかるよう要請します。

### 3. 議事運営委員の選出等について

輪番により、長岡支部、魚沼支部、柏崎支部の分会の代議員から各1人選出します。女性参画推進に配慮して選出してください。

各支部から議運に選出された方は、打ち合わせのため当日9時に自治労会館5階「502会議室」において下さい（当日の昼食は本部で用意します）。

なお、慣例により議長選出される支部（東新潟支部、西新潟支部、新発田・村上支部）の該当の代議員も、同時に打ち合わせを行いませんので、当日9時に自治労会館5階「502会議室」において下さい（当日の昼食は同様に本部で用意します）。

※議事運営委員、議長とも、分会選出の代議員であることをご確認ください。

よって、それ以外の代議員は選出できません。

### 4. オブザーバーについて

とりくみ前進のためオブザーバー参加については、本部組織部に相談して下さい。

### 5. 修正案の報告について

修正案は、議案提案終了時まで受け付けますが、大会の円滑な運営をはかるため、できる限り事前に同封の用紙に記入し、7月15日（金）までに本部に提出して下さい（用紙が不足の場合は、同じ様式で作成して下さい）。

### 6. 参加者報告について

①別紙1により、参加者を7月8日（金）までに報告して下さい。

下記 URL、QR コード、新高教ホームページからも代議員報告できます。

<https://forms.gle/TvpNkHHxjavHLVpW8>



②お弁当を620円で販売します（飲み物なし）。希望の方は申し込んでください。

### 7. その他

1) 喫煙について：会議場は全面禁煙です。

2) 交通アクセス・駐車場についてお車はできるだけご遠慮下さい。

よって可能な限り、公共交通機関をご使用下さい。自家用車を使用する場合等は、近隣駐車場をご利用の上、後日駐車料金を本部まで請求してください（要領収書）。

3) 不明な点は本部組織部（電話025-265-4151）までお問い合わせください。

第9 2回定期大会 代議員総数98人 (分校は本校に含む)

支部	分会名	代議員数	支部	分会名	代議員数	支部	分会名	代議員数	支部	分会名	代議員数
東新潟支部	新潟南	1	新発田・村上支部	新発田	1	長岡支部	長岡	1	上越支部	高田	1
	新潟江南	1		西新発田	1		長岡大手	1		高田北城	1
	新潟東	1		新発田南	1		長岡向陵	1		高田南城	1
	新潟北	1		新発田農業	1		長岡明德	1		高田農業	1
	新潟向陽	1		新発田商業	1		長岡農業	1		上越総合技術	1
	豊栄	1		村上	1		長岡工業	1		高田商業	1
	万代	1		村上桜ヶ丘	1		長岡商業	1		新井	1
	明鏡	1		荒川	1		見附	1		有恒	1
	高志中等	1		中条	1		正徳館	0		直江津中等	1
	新潟よつば	1		村上中等	1		栃尾	1		久比岐	1
	東新潟特支	1		村上特支	1		長岡聾	1		糸魚川	1
	江南高等特支	1								糸魚川白嶺	1
	西新潟支部	新潟		1	新津支部		新津	1		魚沼支部	小千谷
新潟中央		1	新津工業	1		小千谷西	1	海洋	1		
新潟西		1	新津南	1		堀之内	1	高田特支	1		
新潟工業		1	白根	1		小出	1	吉川高等特支	1		
新潟商業		1	五泉	1		国際情報	1	佐渡	1		
新潟翠江		1	村松	1		六日町	1	羽茂	1		
巻		1	阿賀野	1		八海	1	佐渡中等	1		
巻総合		1	阿賀黎明	1		塩沢商工	1	佐渡総合	1		
西蒲高等特支		0			十日町	1	佐渡特支	0			
小計		20			十日町総合	1	小計	19			
県央支部			県央支部	三条	1	柏崎支部	松代	1			
				三条東	1		津南中等	1			
				新潟県央工業	1		小出特支	1			
				三条商業	1		川西高等特支	0			
				加茂	1		柏崎	1			
				加茂農林	1		柏崎常盤	1			
				吉田	1		柏崎総合	1			
				分水	1		柏崎工業	1			
				燕中等	1		出雲崎	1			
				月ヶ岡特支	1		柏崎翔洋中等	1			
				吉田特支	1		柏崎特支	0			
		小計	30	小計	29						

新高教組織部あて（FAX 0 2 5 - 2 3 1 - 1 0 3 6）

7月8日（金）までに報告をお願いします

## 第 9 2 回定期大会出席報告

\_\_\_\_\_  
分会 報告者名前・役職

参加態様（いずれかに○を）

対面参加      ・      委任

（※Web 参加の場合は、Web での申込みをお願いします）

参加の場合

代議員氏名 \_\_\_\_\_（役職 \_\_\_\_\_）

弁当の申込み（ あり ・ なし ）      （○を付けてください）

※議事運営委員、議長とも、分会選出の代議員であることをご確認ください。  
よって、それ以外の代議員は選出できません。

※とりくみ前進のためオブザーバー参加については、本部組織部に相談して下さい。

問い合わせ：新高教本部組織部 0 2 5 - 2 6 5 - 4 1 5 1 まで

Web 参加の場合はこちらから（または新高教 HP より）

<https://forms.gle/TvpNkHHxjavHLVpW8>



# 新高教第92回定期大会修正案

修正案記入用紙 (1修正案につき1枚ずつ使用のこと)

号議案

ページ	行	○で囲む	原 案	修 正 案	分会名
		削 除			
		修 正			
		挿 入			

ワープロなどで提出の場合もこの様式で提出のこと。

修正案記入用紙 (1修正案につき1枚ずつ使用のこと)

号議案

ページ	行	○で囲む	原 案	修 正 案	分会名
		削 除			
		修 正			
		挿 入			

ワープロなどで提出の場合もこの様式で提出のこと。

新高教発 21号  
2022年6月18日

支部長 様  
分会長 様

新潟県高等学校教職員組合  
執行委員長 遠藤 丞

## 定期大会議案質疑・意見及び分会要求の集約について

連日のとりくみ敬意を表します。

さて、定期大会は新型コロナウイルス感染症防止対策をはかりつつ、対面・オンライン併用で開催することとしています。職場の多忙化や労働条件改善、「教育のICT化」や学校再編への対応、再任用や人事異動に関する課題などを集約し、定期大会での議論で全体化して、秋の県教委交渉、地公労交渉で改善を求めていかなければなりません。

そこで、議案書総括並びに運動方針に関するに係る質疑及び職場状況を含めた意見の集約を行うこととしました。以下の要領で分会質疑及び意見の提出を要請します。

### 記

1. とりくみ期間 6月20日（月）～7月8日（金）
2. とりくみ方法 本部定期大会議案書における課題を中心に、分会会議での討議を行い、質疑・意見や要求をまとめる
3. 本部提出締切 7月13日（水）

以上

担当 浅川（組織部）  
TEL025-265-4151 FAX025-231-1036  
メール shinkoukyou@beach.ocn.ne.jp

(別紙) 報告用紙

## 定期大会議案質疑・意見及び分会要求の集約

分会名		報告者（役職）	
-----	--	---------	--

定期大会総括並びに運動方針に関して、職場実態や課題、校長への要求、県教委への要求、高教組本部への要望等記入願います。

--

本部提出締切 7月13日（水）

新高教発第21-1号  
2022年6月18日

支部長 様  
支部書記長 様

新潟県高等学校教職員組合  
執行委員長 遠藤 丞

## 新高教第27期本部役員選挙「選挙委員」推薦について

連日のとりくみに敬意を表します。

さて、役員選挙規程第4条、第5条にもとづき、選挙委員会を構成します。各支部から選挙委員の推薦をお願いいたします。なお、選挙委員会は、7月16日（土）に開催される第92回定期大会の承認により発足させます。

### 記

1. 推薦数 支部1人
2. 任期 2022年7月16日から2023年度定期大会当日まで  
(第92回定期大会、第4号議案)
3. 推薦締切 7月8日（金）まで本部組織部までご報告ください。
4. 注意事項 規程第5条により、選挙委員は本部役員（会計監査を含む）に立候補できません。

以上

.....  
新潟高教組 組織部 行 FAX：025-231-1036

### 選挙委員 推薦報告様式

役員選挙規程第4条、第5条にもとづき、下記の者を第27期本部役員選挙「選挙委員」に推薦いたします。

2022年 月 日

報告者 \_\_\_\_\_ 支部 \_\_\_\_\_ 支部長 \_\_\_\_\_

推薦者 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ 分会)

締切：7月8日（金）

支 部 長 様  
分 会 長 様

新潟県高等学校教職員組合  
執行委員長 遠藤 丞

## 夏季休暇完全消化のとりくみについて

連日のとりくみに敬意を表します。

新高教本部は、夏季休暇の取得について県教委高校教育課管理係と例年通り以下の事柄について確認をしました（6 月 10 日）。このことを踏まえ、夏季休暇完全消化に向けてのとりくみにつきましてご協力をよろしく申し上げます。

### < 高校教育課との確認 >

- 1 夏季休暇の取得期間は 7 月 1 日～9 月 30 日。日数は 5 日間で取得単位は 1 日単位。余った日数は次年度へは繰り越せない。  
※「お盆の期間でなければ取得を認めない」など取得期間を限定しない。
- 2 休暇の趣旨に照らし合わせると、**原則は 5 日間連続の取得とするが、学校の業務などのやむを得ない都合により、分割する場合があることを認める。**それは各学校の判断で構わない。※学校の業務には部活動も含む。
- 3 夏季休暇の取得にあたっては、取得期間内に調整をして消化するよう工夫をしてもらいたい。

現在の学校現場は、長期休業中であっても残念ながら長期間の休暇を取得できるようになっていない職場が多くあります。それは、補習、補講、部活動、生活指導、PTA 活動、3 年生への進路指導など、長期休業中であっても、生徒のための業務があるからにほかなりません。02 年度より、新高教本部では「夏季休暇の一部を夏期休業中にも取得可とし、3 日程度連続で取得する。」としました。望ましいのは 5 日連続できちんと取得することです。そこで全組合員が計画的に完全消化できるよう、下記の要領でとりくまれますようお願いいたします。

### 記

- 1 各分会では、校長との間で夏季休暇の取得の在り方について確認のための交渉をするとともに、日程表・職場の月歴などを用いて全教職員が夏季休暇を完全に取得できるように配慮するよう申し入れてください。
- 2 校長などから夏季休暇の取得に当たって、不当な干渉があった場合には、ただちに本部へ連絡してください。

担当：法政部 浅川智之  
電話：025-265-4151  
Mail：shinkoukyou@beach.ocn.ne.jp

支 部 長 様  
分 会 長 様

新潟県高等学校教職員組合  
執行委員長 遠藤 丞

## 長期休業中の週休日における各種大会引率等における振替（代休）について

連日の諸とりくみに敬意を表します。

さて、本来時間外手当が支給されない教員については給特法で限定 4 項目(臨時又は緊急やむを得ない場合の、①生徒の実習に関する業務、②学校行事に関する業務、③教職員会議に関する業務、非常災害等やむを得ない場合に必要業務)以外の時間外勤務は命じられないことになっています。この 4 項目について、時間外の勤務を命じた場合は当然、勤務の振替を措置させることになります。

県教委は、最新の「教育職員について週休日及び休日に勤務を命ずる場合の取り扱い(通達)」(09.3.31 発教高第 1178 号)で、週休日に勤務を命ずることができる場合として、ア) 修学旅行 イ) 体育祭 ウ) 文化祭 エ) 儀式的行事(周年行事、開校記念行事等)に加えて、オ) 各種大会引率(別表に示した県教育委員会が指定する大会に選手生徒を引率する場合)を示し、「これらの業務に従事した職員に対しては、実施日を基準に前 4 週・後 12 週の間振替を措置しなければならない」としています。その際、ア)・オ) は属人毎、イ)～エ) は原則として全員一斉に措置しなければなりません。以上が、基本的な週休日及び休日に勤務を命じた場合の振替の考え方です。

一方、これとは別に、長期休業中は、学期の課業期間中に比べて振替がとりやすいことから、①週休日の振替等が勤務する週休日と同一週内で、かつ、長期休業期間内に行うことが可能である場合、②勤務する週休日が長期休業期間内でなくとも前項①の措置が可能である場合には、ア～オ以外でも週休日に勤務した場合に振替が認められる業務があることを示唆しています。

新高教としても、日頃の現場の多忙実態を考えれば、長期休業中の週休日こそ、生徒にも職員にも積極的に休むことを求めています。現場実態から週休日勤務が避けられないやむを得ないケースがあることから、例年夏休み前に、県教委との間で「ア～オ以外の業務」にはどのようなものが考えられるのか確認してきました。今年も 6 月 10 日に折衝を持ち、以下の点について確認をしましたので、分会におかれましては、全分会員に遺漏なくその主旨を伝え、超勤縮減の一助にさせていただけるようよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1. 2022.6.10 県教委確認

##### 1) 週休日勤務の振替には以下の 2 種類があること

- (1) 長期休業中以外の週休日における各種大会引率等における振替（代休）
- (2) 長期休業中の週休日における各種大会引率等における振替（代休）

今回はこの (2) について指示致します。(2) については、2009 年 3 月 31 日付け「教高第 1178 号『教育職員について週休日及び休日に勤務を命ずる場合の取り扱いについて』(通達)」に盛り込まれたもので、次の通りです。

教高第 1178 号 (2009 年 3 月 31 日付) 抜粋

#### 3 長期休業期間内に週休日の振替等が可能な大会引率等について

校長が、教育職員に対し、長期休業期間内に、(※1)上記 1 の (1) のア～オ以外の勤務を命ずるために、週休日の振替等を行う場合は、下記の (1)、(2) に留意する。

- (1) 週休日の振替等が勤務する週休日と同一週内で、かつ、長期休業期間内で行うことが可能である場合に限る。
- (2) (※2)勤務する週休日が長期休業期間内でなくとも、上記 3 の (1) の措置が可能である場合を含む。

2) 通達中の(※1)下線部の「勤務」として、やむを得ないケースとして考えられる勤務は、

①部活練習試合 ②部活練習 ③補習 ④保護者面談等、超過勤務を命ずることのできる限定4項目以外の勤務が想定されます。

これらの活動で勤務する場合には、校長の事前の承認を得て、半日単位で同一週(日～土)内の勤務日と勤務振替ができます。ただし、振替をした勤務には特殊勤務手当は支給されません。

3) 通達中の(※2)下線部の具体例は、

木曜日から夏休みに入るといふ週の夏休み前の日曜日に部活動の練習試合を行った。その振替をその週の木曜日(夏休み開始日)か金曜日にとることは可能であるということ。

2. 上記を踏まえて以下のとりくみをお願いします。

やむを得ず土日の勤務をした場合には、できる限り休むことを求めるとともに、次のように特勤手当か勤務振替を選択すること。

1) 「長期休業期間内に週休日の振替等が可能な大会引率等について」に関して校長交渉を行い、上記(※1)及び(※2)の内容を確認するとともに、超過勤務が発生しないよう職員の勤務時間の適正な管理を徹底するよう求める。

2) 半日単位での振替では、半日単位で振替をしなかった勤務には請求によって特殊勤務手当が支給されることから次の場合を校長と確認し、周知させること。

<パターン1>

7時間45分以上指導した	午前4時間勤務	午後3時間45分以上勤務	特殊勤務手当
振り替えない場合	部活動指導	部活動指導	3時間以上で2,700円
1日振替を行う場合	部活動指導し平日に振替	部活動指導し平日に振替	平日の勤務なので0円
半日振替を行う場合	部活動指導	部活動指導し平日に振替	3時間以上で2,700円

※半日振替は、3時間45分以上4時間以下の半日勤務を日～土の1週間内での平日に振替えることを言います。

<パターン2>

6時間指導した	午前4時間勤務	午後2時間勤務	特殊勤務手当
振り替えない場合	部活動指導	部活動指導	3時間以上で2,700円
半日振替を行う場合	部活動指導し平日に半日振替	部活動指導	2時間以上で1,800円

※この場合、勤務は部活動時間の6時間だけなので1日振替はできず、半日振替(4時間振替)となります。

半日単位での振替なので、午後2時間の振替はできないことに注意。

※2020年度より、6時間以上の特殊勤務手当の支給区分は削除されています。

2022年度より、4時間以上の特殊勤務手当の支給区分は3時間以上に改正されています。

3. 各分会で確認内容を分会員に周知する。

4. その他

不明な点がありましたら、本部まで連絡ください。

以上

担当 法政部 浅川智之  
電話 025-265-4151

2022 年 6 月 18 日

支 部 長 様  
分 会 長 様新潟県高等学校教職員組合  
執行委員長 遠藤 丞

## 長期休業中の自主研修の取得について

連日の諸とりくみに敬意を表します。

さて、私たち教育公務員は、教育公務員特例法第 21 条で「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。」と規定されているとおり、研修は教員にとって非常に大切な営みです。多忙な課業中に比べ、長期休業中は比較的自主的な研修をとりやすいところから、毎年県教委との間で休業中の自主研修の取得について確認を行ってまいりました。2022 年度も 6 月 10 日に県教委と折衝を持ち以下のことについて確認をしました。

各分会におかれましては、全分会員に遺漏なくその主旨を伝え、自主研修の積極的な取得にとりくまれるようよろしくお願いいたします。

## 記

## I. 経過

2002 年 7 月 4 日高校教育課との協議での課長発言

1. 6 月 20 日の「研修願・研修報告書」は文科省通知をふまえ、かつ夏季休業中の教職員の勤務形態について県民の誤解を受けないようにしたいという観点から「例示」したものであるが、これによって**教育公務員特例法第 21 条、22 条に基づく自主研修を制約する意図ではなく、むしろ自主研修を奨励する立場にある。**
2. 「研修願・研修報告書」は「例示」であり、場所・テーマ・内容は基本的内容とするが、各学校の実態に応じて、書式をつくることでもよい。（「研修願い」と研修報告書を同一ページでまとめてもよい）
3. 場合によっては、課業中でない、生徒も学校にいないという実態から、自宅もあり得る。
4. テーマ、内容については、書く分量については何も指導していない。校長は教特法第 19 条（「教育公務員は、その職責を遂行するために絶えず研究と修養に努めなければならない」）や第 20 条 1 項、職員との信頼関係を踏まえて、自身の裁量で承認行為をすることだろう。しかし、裁量権の濫用があれば、聞かせてほしい。**職場でトラブルが起きることを決してのぞんでいない。**
5. 「研修願」については、研修場所が「自宅」の場合は、テーマは同一であっても 1 日につき 1 枚出してもらいたい。コピーでもよいから、内容の部分だけ加筆修正してもらえばよい。場所が「自宅以外」の場合は、テーマが同一の場合、期間として 1 枚にまとめて出すことも考えられる。「研修報告書」については、場所の如何にかかわらず 1 日につき 1 枚出してもらいたい。取り扱いについては校長の裁量もあるが、こういうふうに校長に指導する。
6. 動静表との関係を言うと、動静表についてはまず研修計画を立て、研修日を入れる。そのほか出勤日、出張日、夏季休暇、年休を書くことになる。その研修日に当たるところについて「研修願」を出してもらいたい。休業中の途中で出すことも考えられる。校長はそれをコピーしたものを職員に返し、原本を保管する（職員によってはコピーを必要としないという人もいるだろうが、それは構わない）。研修に変更がある場合は何らかの連絡をしてもらいたい。「研修報告書」は夏季休業終了後、校長に提出してもらいたい。「所見欄」は研修取得者本人に書いてもらう。

【注】2004 年 4 月 1 日に改定され、19 条が 21 条に、20 条 1 項が 22 条に繰り下がりました。

- ① 02年7月4日の課長発言と基本的には変わらず、従来通りだ。
- ② 勤務については、県民からの誤解を受けないようにしてもらいたい。
- ③ 休業日であり、生徒が学校にいないことから、自宅における研修について課業日より承認の幅は広くなる。ただし、研修場所についてはそれぞれに理由をわかるようにしてもらいたい。
- ④ できるだけ計画的に届けを出してほしい。(必ず事前と事後に提出。管理職が判断する時間が必要)
- ⑤ 現場で何かあったら、話し合う。

## Ⅱ. 課長発言を踏まえてのとりくみ

以上の経過を踏まえて、以下のとりくみをお願いします。

1. 長期休業中の勤務態様は従来通り、動静表で明らかにする。ただし、研修取得にあたっては、情報公開請求等諸般の事情を踏まえて、「研修願・研修報告書」を提出する。
2. 「研修願・研修報告書」の書式作成および記入方法については、課長発言および以下の観点に基づき校長交渉を実施し、合意の上で行うこと。
  - (1) 書式作成について：以下の観点で作成すること  
(02年度以降書式が整備されている分会ではそれを使って構わない)
    - ① 元号については西暦に改めさせる
    - ② 「教頭」「事務長」押印欄については、その職にある者に「教特法」上の研修の承認権限はないことから、「承認印」欄とする。最低、「事務長」欄は削除させる。
    - ③ 「研修日時」欄については「高校課長発言5」から「同一テーマ」の場合は期間ごとに1枚にまとめる場合もあることから、その趣旨が生かせるよう工夫する。
  - (2) 記入方法について
    - ① 「研修場所」については「高校課長発言3」から、「自宅」の場合は「自宅」と記載する。それ以外の場合は、その研修場所を記載する。
    - ② 「研修内容」における「研修テーマ」および「研修内容」については「高校課長発言4」から、「教特法」21条1項(=改正前の教特法第19条1項)の趣旨を踏まえ、適切かつ簡潔に記載する。
    - ③ 「報告書」の「所見」欄には、各自適切に記入する。
    - ④ 場所が「自宅以外」でテーマが同一の場合は「研修願」は1枚にまとめるようにする。「自宅」の場合も同様にとりくむが、無理はしない。

## Ⅲ. その他

- (1) 記入内容について校長が承認しない場合は、直ちに本部に連絡すること。
- (2) 公的施設で連続して研修する場合、誤って休館日を研修日としないこと。
- (3) 「研修願・研修報告書」は、事前と事後に提出すること。

以 上

担当 法政部 浅川智之  
電話 025-265-4151

新高教発第 25 号  
2022 年 6 月 18 日

支 部 長 様  
分 会 長 様

新潟県高等学校教職員組合  
執行委員長 遠藤 丞

**会計年度任用職員（非常勤講師）の成績処理業務に関する  
報酬に対するとりくみ結果について**

連日の諸とりくみに敬意を表します。

さて、指示第 3 号（4 月 11 日付）にて会計年度任用職員（非常勤講師）の成績処理業務に関する報酬に対するとりくみをお願いいたしました。

結果をお知らせするとともに、別紙お知らせを貴校会計年度任用職員（非常勤講師）の方へ配付いただきますようお願いいたします。

今後も、臨時的任用職員・会計年度任用職員の処遇改善に向けとりくみます。ご協力ありがとうございました。

記

1. 別紙お知らせ②に分会長名を記入・増す刷りし、  
会計年度任用職員（非常勤講師）に配付してください。

不明な点については担当浅川までお問い合わせください。

〒951-8133 新潟市中央区川岸町 2-11-4

電話:025-265-4151 FAX:025-231-1036

MAIL:shinkoukyou@beach.ocn.ne.jp

# 新潟県高等学校教職員組合からお知らせ②

成績処理業務設定月数調査のご協力ありがとうございました。

いただいた回答をご報告いたします。

回答数	12 分会 (37 人)
報酬の説明	あった (15) 人      なかった (22) 人
設定月について	わからない (19) 人
成績処理業務設定月数合計	3 回 (1) 人   4 回 (2) 人   5 回 (1) 人   6 回 (15) 人

学校によって対応にずれが生じている実態があります。6 回の設定となっていない学校があることについて県教委へ確認を行っていきます。

確実な 6 回支給の徹底、その他処遇改善に向けとりくんでいきます。

また、以下について心当たり、ご不明な点等がございましたら、新潟高教組本部までご連絡ください。

1. 成績処理業務勤務対象月については次の様式にて明示されます。

採用通知書とともに勤務計画を明示となっていますが、交付・明示されていますか？

(別記参考様式)

令和 年度の勤務計画について

新潟県立〇〇〇高等学校

令和 年 月 日					
氏 名 : 〇〇 〇〇〇					
任用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日				
職 名	非常勤講師	教科			
		科目			
授 業	1 週担当授業時数 時間 (1 単位時間 分)				
	2 1 日あたりの担当授業時数				
	月	火	水	木	金
	コマ	コマ	コマ	コマ	コマ
※勤務時間は、授業 1 コマに対して ( ) 分として校長が割り振る。					
「成績処理対象月に係る業務」に従事する月	月	月	月	月	月
※勤務時間は校長が別に定める。					
備考：					

※授業の実施は、年間行事計画及び毎月の行事計画等に従って行う。ただし、臨時休業等により、授業日の変更等が生じる場合がある。

## 2. 教職員評価の実施について

会計年度任用職員制度により、教職員評価の実施が行われています  
校長から年度当初に組織目標（学校教育目標）等を周知されていますか？  
（昨年度勤務されていた方は、評価シートの写しをもらいましたか？）

## 3. 辞令交付について

勤務・労働条件は明示されましたか？そもそも交付はありましたか？

## 4. 非常勤講師報酬 翌月の10日に支給

1日担当 授業時数	1	2	3	4	5	6
報酬	2,460円	4,920円	7,380円	9,840円	12,300円	14,760円

※1授業あたりの勤務時間は授業時間と準備時間の合計1時間が標準

55分以上の授業については、 $((\text{授業時間}) + (10\text{分})) \div 60 \times \text{上記単価}$

(例) 55分1日1時間担当の場合  $(55+10) \div 60 \times 2,460 = 2,660\text{円}$  となる

## 5. 臨時休校にあたっての勤務対応について

臨時休校の影響で授業がなくなった場合についても勤務が必要です

なにも知らされず勤務していなかった、振替などの話も全くないなどありませんか。  
(実績給となっているため、勤務していない分の報酬はできません)

## 6. その他

1～5について心当たりがありましたら、情報をお寄せください。  
また、非常勤には情報が伝わってこない  
昨年度末シラバス作成をした  
事前の説明がない など、寄せられています。

★新潟高教組では臨時・非常勤職員の処遇改善に向けたとりくみを行っています。  
臨時職員の休暇制度について、21年4月より大きく改善、22年4月より、非常勤職員（会計年度任用職員）の休暇制度も改善されました。しかし正規同様となっていない休暇が多々あります。とりくみの強化には現場のみなさんの力が必要不可欠です。  
臨時職員は月1,000円、非常勤講師は月500円の組合費です。  
新潟県高等学校教職員組合への加入をお待ちしています。加入パンフレットもぜひご覧ください。

新高教HP → [新潟高教組](http://www.shinkoukyou.net/)で検索 (http://www.shinkoukyou.net/)

問い合わせは分会役員( )

または高教組本部 ☎025-265-4151

Mail:shinkoukyou@beach.ocn.ne.jp まで

支 部 長 様  
分 会 長 様

新潟県高等学校教職員組合  
執行委員長 遠藤 丞

## 新潟ろうきん福祉財団の高校奨学金事業拡充 に係る寄付のとりくみについて

連日の奮闘に敬意を表します。

さて、新潟県労働金庫は創設70周年を記念して、会員(出資者)に対して22年度に特別利用配当を行うこととしました。これを受けて、新潟ろうきん福祉財団より、「配当金の増額分を高校奨学金給付事業拡充のために寄付を」との要請が、連合新潟をはじめとした労働団体、労組など新潟県労働金庫の全会員(出資者)に対してありました。新高教としても、2月開催の本部執行委員会で「趣旨に賛同してとりくむ」こととし、以後の支部執行委員会や情宣紙等を通じて支部・分会に方針を周知してきたところです。

つきましては、いよいよ、寄付の具体的な手続きを進める段階となったことから、今後のとりくみ等、下記によりお知らせするとともに、改めてご理解・ご協力のほど、よろしくお願いします。

### 記

#### 1 奨学生採用の状況と寄付の効果等

- 2013年度より、新潟ろうきん福祉財団は、県内の高校生30人に年間12万円(毎月1万円)を在学中給付する奨学金事業を展開してきた(各高校からの応募者推薦に基づき新潟ろうきん福祉財団が選考。新高教本部も事業立案に関与)。
- 高校生の応募者数は毎年100人を超えている。※20年度128人、21年度126人
- 公的な給付奨学金事業が未だ不十分で更なる充実が求められる中で、母体となる新潟県労働金庫による特別利用配当の増額分(約5億円)を奨学金原資に加えることができれば、向こう10年間にわたり毎年採用する奨学生を100人に拡充することができる。

#### 2 経過及びとりくみ内容等

##### 1) 経過

21年12月：新潟ろうきん福祉財団から各労働団体に要請

22年1月：新高教加盟の連合体(連合新潟、労福協、総合生協、こくみん共済等)の機関会議で賛同方針決定

2月：新高教第11回執行委員会で賛同方針決定

2～5月：支部執行委員会で賛同趣旨と具体の手続き等を説明

5～6月：新潟県労働金庫より各支部・分会に具体的な「寄付額」＝「特別利用配当金額」の情報提供

※今後、6月末頃：分会口座への「団体利用配当金」の振り込み

##### 2) とりくみ内容

各支部・分会は、支部・分会口座への「団体利用配当金」の振り込みを確認した後、すでに新潟県労働金庫担当者から伝えられている「特別利用配当金」＝寄付額を、渡された「寄付書」「振込依頼書」に必要事項を記入して同担当者に渡すことで、寄付手続きを完了すること

#### 3 その他

- 1) 不明の点は本部担当(浅川:025-265-4151)までお問い合わせください。

以 上

新高教発第27号  
2022年6月18日

分会長 様  
支部長 様

新潟県高等学校教職員組合  
執行委員長 遠藤 丞

## 映画『破戒』チケットの頒布等について

連日の奮闘に敬意を表します。

さて、1922年3月3日、京都で全国水平社創立大会が開催され、日本初の人権宣言とも言われる「水平社創立宣言」が採択されました。「人の世に熱あれ、人間に光あれ」との部落差別の根絶を希求する一節はあまりにも有名です。今年2022年は、水平社創立100周年にあたり全国各地で様々なとりくみなどが行われています。本県でも6月に全国水平社創立100周年記念祝賀会が予定されるとともに、それに先立つ4月、映画『破戒』新潟上映実行委員会が結成され新高教も参加しました。映画の原作は島崎藤村によるもので、「寝た子を起こすな」に抗う主人公の姿を描いたものです。

「現在もなお部落差別は存在する」と、2016年制定の部落差別解消推進法に刻まれましたが、「同和」教育離れが危惧される教職員意識調査結果やSNSによる悪質な部落差別拡散など、部落差別根絶の道のりは極めて厳しい現状です。差別を見抜き、許さず、負けない子どもを育てることは教育に課せられた最重要な使命でもあることから、部落差別の根源にふれる『破戒』上映会に積極的に参加して、「同和」教育をめぐる閉塞感を打ち破ることが今私たちに求められています。

以上のことから、このたび県同教より要請された映画『破戒』特別前売り券の頒布のとりくみに新高教としても積極的に協力していくこととしました。

つきましては、以下のとりくみを提起いたしますので、支部・分会におかれましては、格段のご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1 『破戒』上映会

映画『破戒』：前田和男監督、全国水平社創立100周年記念映画製作委員会、東映  
県内上映：T・ジョイ新潟万代(新潟市中央区八千代2-5-7BPビル3階 025-242-1840)  
上映期日：7月8日(金)より全国一斉封切り  
鑑賞料金：当日1,900円、前売り1,500円

#### 2 県同教からの要請内容

特別鑑賞券1,100円×100枚 買い取り

3 新高教のとりくみ：

100枚の割り振りについて以下のとおりとします。

1) 東新潟支部、西新潟支部、新発田・村上支部、新津支部、県央支部内の各分会には、以下「買い取り」割当へのご協力をお願いします。

①分会員10人以上分会：2枚(2,200円)→代金を7月16日(土)定期大会時に持参

該当分会(本部調べによる)：21分会

新潟南、新潟江南、新潟東、新潟北、新潟向陽、新潟中央、新潟西、新潟工業、新潟商業、巻、巻総合、新発田、新発田南、新発田商業、村上桜ヶ丘、新津、新津工業、五泉、三条東、加茂、加茂農林

②分会員10人未満分会：1枚(1,100円)→代金を7月16日(土)定期大会時に持参

該当分会(本部調べによる)：20分会(分会休止中及び特別支援学校は除きます)

豊栄、万代、高志中等、新潟、新潟翠江、西新発田、新発田農業、村上、荒川、中条、新津南、白根、村松、阿賀野、阿賀黎明、三条、新潟県央工業、三条商業、吉田、分水

③「買い取り」割当を要請する分会には、本日配布の封筒内に、特別鑑賞券、チラシ、ポストカード、ムビチケ扱い説明等を入れてあります。

2) 前記1)で「買い取り」対象とならなかった分会等、また、要請枚数以上の「買い取り」を希望する場合は、下記「購入申し込み票」を6月30日(木)までに提出すること。なお、頒布枚数は38枚で、申し込み先着順とし、鑑賞券は7月初旬に分会長宛に発送します。代金は7月16日(土)定期大会時にご持参ください。

4 その他

ご不明点は本部担当(遠藤、阿部)までお問い合わせください。

以上

.....

**購入申し込み票**

本部 FAX 番号：025-231-1036(勤務時間外でお願いします)

2022年 月 日

分会名	
記入者名	
購入希望枚数	